

転入学Q&A

★ 転入の手続き

- 1 現在通っている学校から在学証明書等の転校書類の交付を受けてください。
(学校によって手続きの仕方が異なります。)
- 2 高根沢町役場住民課で住民票異動の手続きを行い、指定の学校を確認します。
町内の転居 → 「住所・氏名・保護者変更届」を記入
町外からの転居 → 「住民異動届」を記入
- 3 住民課での手続きが済みましたら、阿久津小学校に電話連絡の上、前学校からの在学書類を提出してください。

★ 転出の手続き

- 1 決まり次第、担任及び事務担当へ連絡して、転出届の用紙をもらい受けてください。
- 2 阿小へ転出届を提出し、在学証明書等転校書類の交付を受けてください。
- 3 高根沢町役場住民課で、転出の手続きを行います。
- 4 転出先での転校手続きは、市町村により異なる場合もありますので、転出先の教育委員会又は住民票の転入手続きの際にお問合せください。

★ 小中学生の住所変更に伴う手続き(町内の住所異動)

- 1 住所を異動する場合には、住民課に届出の際に児童の住所が変更になることを申し出てください。
※住所の異動により学区が変更になる場合には、新住所地学区の学校に通わなくてはなりませんので、住所異動の手続きと同時に転校の手続きが必要になります。
- 2 児童の氏や保護者が変更になった場合は、住民課での手続きの際に、申し出てください。

★ 指定校変更及び区域外就学

高根沢町教育委員会では通学区域(学区)を設定しており、就学校の学区外へ転居した場合には、新住所地学区の学校への転校手続きが必要となりますが、やむを得ない理由があると教育委員会が認めた場合には、就学校の変更(学区外への通学)が許可される制度(指定校変更及び区域外就学)があります。

★ 小規模特認校制度(上高根沢小学校)

高根沢町教育委員会では、上高根沢小学校において小規模特認校制度を導入しています。
小規模特認校制度とは、小規模校の特徴を生かし、特色ある教育活動を推進している上高根沢小学校に保護者の希望がある場合、一定の条件を付し、通学区域に関わらず就学を認める制度です。

- ・学年の児童数が最大20名に達するまで受け入れます。
- ・高根沢町に住所を有し、高根沢町の小学校に就学している、または就学を予定している児童を対象としています。
- ・原則として小学校を卒業するまで通学します。